

【第1問】

《問1》 1

老齢基礎年金の年金額は、満額780,900円（2021年度価額）に、20歳から60歳までの40年（480カ月）間のうちの保険料納付済月数をかけて求める。設例より、20歳から大学生であった期間（30月）は国民年金に任意加入していないため満額受給できない。

$$\begin{aligned}\text{老齢基礎年金の年金額} &= 780,900\text{円} \times \frac{\text{納付月数}}{480\text{月}} \\ &= 780,900\text{円} \times \frac{480\text{月} - 30\text{月}}{480\text{月}} \\ &= 780,900\text{円} \times \frac{450\text{月}}{480\text{月}}\end{aligned}$$

《問2》 2

1) 不適切。

特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）は、1961年（昭和36年）4月2日以後に生まれた男性および1966年（昭和41年）4月2日以後に生まれた女性には支給されない。女性は5歳年上の男性の受給スケジュールと同じになる。Aさんは、1964年（昭和39年）10月13日生まれ的女性であるため、特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）は64歳から受け取ることができる。

2) 適切。

65歳に達すると、特別支給の老齢厚生年金の受給権は消滅する。新たに老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給権が発生する。老齢厚生年金の受給額は、65歳到達時における厚生年金保険の被保険者記録を基に計算される。

3) 不適切。

Aさんには、配偶者も年金法上の子もいないため、加給年金額は支給の対象外である。

厚生年金保険の被保険者期間が原則として20年以上ある者が、老齢厚生年金の受給権を取得した時点で、生計を維持されている65歳未満の配偶者または18歳到達年度の末日までの子がいる場合に加算される給付を加給年金という。

【生計維持、生計同一関係の認定基準】

- ① 同居（別居の場合は仕送りをしているなど健康保険の扶養親族である等）
- ② 加給年金額等対象者は、前年の収入が850万円未満（または所得が655万5,000円未満）

《問3》 2

「本制度は、国民年金の第1号被保険者で大学等の所定の学校に在籍する学生について、(① 学生本人)の前年所得が一定額以下の場合、被保険者等からの申請に基づき、国民年金保険料の納付を猶予する制度です。なお、本制度の適用を受けた期間は、老齢基礎年金の(② 年金額には反映されません)。

本制度の適用を受けた期間の保険料は、(③ 10)年以内であれば、追納することができます。ただし、本制度の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます」

<解説>

学生納付特例制度の適用を受けた期間、合算対象期間（カラ期間）および納付猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されるが、年金額の計算には反映されない。よって10年以内に追納することができる。ただし、学生納付特例期間の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、経過期間に応じた加算額が上乗せされる。

【第2問】

《問4》 2

1) 適切。

「購入時手数料：なし」である。購入時手数料を徴収しない投資信託は、ノーロードファンドと呼ばれている。

2) 不適切。

「運用管理費用（信託報酬）：0.187%（税込）」である。運用管理費用（信託報酬）は、投資信託の運用および管理の対価として信託財産の残高から、日々差し引かれる。投資信託を保有している期間、投資家はその費用を負担する。

3) 適切。

「信託財産留保額：なし」である。信託財産留保額は、投資信託の組入資産を売却する際に発生する手数料等を、投資信託を換金する投資家に負担してもらうことを目的として設けられているものである。

投資信託の費用	主な内容
購入時手数料	投資信託の購入時に投資家が販売会社に支払う費用。購入時手数料が徴収されないノーロード型と呼ばれる投資信託もある。
運用管理費用（信託報酬）	運用のための費用や情報開示のための資料作成・発送、資産の保管・管理などの費用として徴収される。信託財産の残高から、日々、差し引かれる。運用会社・販売会社・信託銀行の3者で配分される。
信託財産留保額	投資家間の公平性を保つために、一般的に、解約の際に徴収される。投資信託によっては差し引かれないものもある。換金時にかかるファンドもある。

投資信託を取引する際に投資家が負担する費用は、目論見書などで確認できる。

《問5》 3

1) 適切。

つみたてNISAの年間非課税投資枠は40万円、非課税期間は最長20年である。
非課税枠の未使用分は翌年以降に繰り越すことができない。

2) 適切。

つみたてNISAでは、累積投資契約に基づき、定期の継続的な買付けに限られ
おり、一括で買い付けることはできない。

3) 不適切。

長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託が買い付けの対象である。国内株
式だけを投資対象としているわけではなく、海外株式を投資対象とする投資信託も
ある。

	NISA	つみたてNISA
口座開設者	口座を開設する年の1月1日時点で20歳以上の居住者等 なお、NISAとつみたてNISAは選択利用※	
非課税投資枠	新規投資額で年間120万円まで	新規投資額で年間40万円まで
非課税期間	最長5年間	最長20年間
投資可能期間	2014年～2023年	2018年～2037年
対象となる 金融商品	上場株式、公募株式投資信託等	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託

※同一年中において、一般NISAとつみたてNISAは、新規投資等に併用して
利用できない。(2024年より新NISAを活用すると併用できるようになる予定。
一定の条件のもと、1階部分をつみたてNISAの対象商品に、2階部分を現行
一般NISAの対象商品に投資できるようになる。)

《問6》 2

1) 不適切。

つみたてNISAで購入した公募株式投資信託を解約（売却）した場合、譲渡益
に対して税金はかからない。購入した年に解約した場合も同様であり、20.315%相
当額が源泉徴収等されることはない。

2) 適切。

つみたてNISAを利用して購入した株式投資信託の収益分配金に税金はかか
らない。したがって、普通分配金は非課税となる。

3) 不適切。

つみたてNISAを利用して購入した株式投資信託を解約した際に損失が生じて
も、特定口座で保有する上場株式等の譲渡益と損益通算できない。

【第3問】

《問7》 3

- I. 「事業所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高（① 65）万円を控除することができます。（① 65）万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、事業所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出することに加えて、e-Taxによる申告（電子申告）または電子帳簿保存を行う必要があります。なお、確定申告書を法定申告期限後に提出した場合、青色申告特別控除額は最高（② 10）万円となります」
- II. 「青色申告者が受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除のほかに、青色事業専従者給与の必要経費算入、（③ 純損失）の3年間の繰越控除、（③ 純損失）の繰戻還付、棚卸資産の評価について低価法を選択することができることなどが挙げられます」

<解説>

- 青色申告特別控除額65万円の適用要件
2020年分以降は、下記②に加えて、電子申告等（e-Taxによる申告または電子帳簿保存）の要件を満たした場合
- 青色申告特別控除額55万円の適用要件
 - ・ 不動産所得・事業所得・山林所得を生ずべき一定の業務を行う
 - ・ 青色申告承認申請書を税務署長に提出して承認される
 - ・ 総勘定元帳その他の帳簿を備え付け、複式簿記で記帳、7年間保存
 - ・ 貸借対照表と損益計算書などを申告書に添付して期限内申告
- 青色申告の特典
 - ・ 青色申告特別控除（10万円・55万円・65万円）
 - ・ 青色事業専従者給与の必要経費算入
 - ・ 純損失の3年間の繰越控除
 - ・ 前年分の所得税の繰戻還付
 - ・ 棚卸資産の評価の優遇（低価法を選択できる）
 - ・ 減価償却の優遇

《問8》 2

1) 不適切。

青色事業専従者給与に関する届出書を所轄税務署長に対して提出している青色申告者であるため、青色事業専従者給与の必要経費算入が認められている。したがって、配偶者控除の控除対象配偶者から青色事業専従者は除外されるため、Aさんは配偶者控除の適用を受けることができない。

2) 適切。

年金を受け取る人の年齢が65歳未満で、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合、公的年金等の収入金額の合計額が60万円までは所得金額がゼロになる。

3) 不適切。

一時払養老保険（10年満期）に係る保険差益は、一時所得になる。その2分の1相当額が総所得金額に算入される。

《問9》 1

Aさんの2021年分の所得税における総所得金額

- 事業所得の金額：500万円（青色申告特別控除後）
- 一時所得の金額：満期保険金額－一時払保険料－特別控除額50万円
＝212万円－200万円－50万円
＝▲38万円 ∴ 0円
- 雑所得の金額：特別支給の老齢厚生年金の年金額－公的年金等控除額
＝50万円－60万円
＝▲10万円 ∴ 0円
- 総所得金額＝事業所得の金額＋一時所得の金額×1/2＋雑所得の金額
＝500万円＋0円＋0円
＝500万円

【第4問】

《問10》 2

甲土地（準防火地域）に耐火建築物を建築する。

建築物の建築面積の上限は、建蔽率を用いて求める。防火地域内に耐火建築物を建築する場合、および、準防火地域内に耐火建築物・準耐火建築物を建築する場合に建蔽率は10%緩和される。

また、建築物の延べ面積の上限は、容積率を用いて求める。前面道路の幅員が12m未満の場合、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数」のいずれか小さい数値を容積率として敷地面積に乗じて求める。

- ① 建蔽率の上限となる建築面積＝敷地面積×建蔽率

$$= 400\text{m}^2 \times (80\% + 10\%)$$

$$= \underline{360\text{m}^2}$$

- ② 容積率の上限となる延べ面積＝敷地面積×容積率

$$= 400\text{m}^2 \times 300\%^{※}$$

$$= \underline{1,200\text{m}^2}$$

$$※ 6\text{m} \times \frac{6}{10} = \frac{36}{10}$$

$$\Rightarrow 360\% > 300\% (\text{指定容積率}) \quad \therefore 300\%$$

《問11》 3

- I. 「仮に、Aさんがタワーマンションに転居し、その後、居住していない現在の自宅を譲渡した場合に、Aさんが『居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例』の適用を受けるためには、家屋に自己が居住しなくなった日から（① 3年）を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡であること等の要件を満たす必要があります。また、『居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例』の適用を受けた場合、課税長期譲渡所得金額が（② 6,000万円）以下の部分については、軽減税率が適用されます」
- II. 「Aさんが自宅を譲渡し、マンションを購入した場合、譲渡した年の1月1日において譲渡した居住用財産の所有期間が（③ 10年）を超えていること等の要件を満たせば、『特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例』の適用を受けることができます」

<解説>

「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例」の適用を受けるためには、居住しなくなってから3年を経過した年の12月31日までに譲渡を行わなければならない。また、配偶者・直系血族・生計を一にする親族等への譲渡は対象外である。

課税長期譲渡所得金額の6,000万円以下の部分については、所得税および復興特別所得税10.21%、住民税4%の軽減税率が適用される（6,000万円超の部分については、所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%の税率が原則どおり適用される）。適用を受けるには、譲渡した年の1月1日における所有期間が10年超など一定の要件がある。また、3,000万円の特別控除との併用は可能である。

《問12》 1

1) 不適切。

Aさんが甲土地に賃貸マンションを建築した場合、甲土地は貸家建付地として評価される。

$$\text{貸家建付地の価額} = \text{自用地価額} \times (1 - \text{借地権割合} \times \text{借家権割合} \times \text{賃貸割合})$$

2) 適切。

甲土地が貸付事業用宅地等に該当すれば、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができる。相続税の課税価格の計算上、200㎡までの部分について50%減額できる。

<「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」における限度面積と減額割合>

宅地の区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地		
貸付事業用宅地（貸付用不動産の宅地）		<u>200㎡</u>	<u>50%</u>

3) 適切。

賃貸マンションを建築すれば、土地の相続税評価が下がるため、相続税等の軽減が期待できる。しかし、賃料収入は将来にわたり維持できるとは限らないこと、借入金の返済が滞ることなどのリスクも考慮した上で決断すると良い。

【第5問】

《問13》 1

1) 不適切。

自筆証書遺言を発見した場合、相続人は、遅滞なく、自筆証書遺言を家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。なお、公正証書による遺言のほか、法務局に保管されている自筆証書遺言に関して交付される「遺言書情報証明書」は検認の必要がない。

種類	自筆証書遺言※ ²	公正証書遺言※ ³	秘密証書遺言
遺言可能年齢	15歳以上		
証人	不要	2人以上の証人が必要	
家庭裁判所の検認	必要※ ¹	不要	必要

※1 遺言書保管所に保管する場合は不要

※2 自筆証書遺言は、証人が不要であり、単独で作成できる。

※3 公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成する。公証人がその原本を厳重に保管する信頼性の高い遺言である

2) 適切。

2021年分の所得税および復興特別所得税について確定申告書を提出しなければならない場合に該当するとき、相続人は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に準確定申告書を提出しなければならない。

3) 適切。

手続きの種類	手続きの期限
相続の放棄または限定承認	相続の開始を知った時から3ヵ月以内に家庭裁判所に申述書を提出
準確定申告	相続の開始を知った日の翌日から4ヵ月以内に被相続人の死亡時の住所地の所轄税務署長に提出
相続税の申告と納付	相続の開始を知った日の翌日から10ヵ月以内に被相続人の死亡時の住所地の所轄税務署長に提出

《問14》 3

- I. 「Aさんの相続における遺産に係る基礎控除額は、(① 4,800) 万円です」
- II. 「妻Bさんが受け取った死亡退職金6,000万円のうち、相続税の課税価格に算入される金額は、(② 4,500) 万円です」
- III. 「妻Bさんが自宅の敷地を相続により取得し、その敷地の全部について、特定居住用宅地等として『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、自宅の敷地（相続税評価額5,000万円）について、相続税の課税価格に算入すべき価額を (③ 1,000) 万円とすることができます」

<解説>

$$\begin{aligned}\text{① 遺産に係る基礎控除額} &= 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数} \\ &= 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3\text{人} \\ &= \underline{4,800\text{万円}}\end{aligned}$$

相続税の計算に当たっては、被相続人から相続または遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除する。

法定相続人は、妻Bさん・長男Cさん・二男Dさんの3人である。

$$\text{遺産に係る基礎控除額} = 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

$$\begin{aligned}\text{② 課税価格に算入される死亡退職金} &= \text{死亡退職金} - \text{死亡退職金の非課税限度額} \\ &= \text{死亡退職金} - 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数} \\ &= 6,000\text{万円} - 500\text{万円} \times 3\text{人} \\ &= \underline{4,500\text{万円}}\end{aligned}$$
$$\begin{aligned}\text{③ 配偶者が相続する自宅土地の評価} &= \text{相続税評価額} \times (100\% - \text{減額割合}^{\ast}) \\ &= 5,000\text{万円} \times (100\% - 80\%) \\ &= \underline{1,000\text{万円}}\end{aligned}$$

※自宅敷地は、特定居住用宅地として、330㎡まで80%減額できる。

本設問では自宅敷地は300㎡なので、全部が80%減額となる。

《問15》 1

課税遺産総額（課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）は、2億9,000万円である。

【相続税の総額を求める】

相続税の総額の計算過程においては、実際の遺産の分割割合とは無関係に、相続人が法定相続分に応じて仮に取得したものとして税額を算出する。

設例では、法定相続分は、妻Bさんが $\frac{1}{2}$ 、長男Cさんと二男Dさんが各 $\frac{1}{4}$ となる。

● 法定相続人の法定相続分に応じた各取得金額

・ 妻Bさん $2\text{億}9,000\text{万円} \times \frac{1}{2} = 14,500\text{万円}$

・ 長男Cさんと二男Dさん $2\text{億}9,000\text{万円} \times \frac{1}{4} = 7,250\text{万円}$

● 法定相続分に応じた取得金額に係る相続税額（速算表で計算）

・ 妻Bさん $14,500\text{万円} \times 40\% - 1,700\text{万円} = 4,100\text{万円}$

・ 長男Cさんと二男Dさん $7,250\text{万円} \times 30\% - 700\text{万円} = 1,475\text{万円}$

● 相続税の総額

$4,100\text{万円} + 1,475\text{万円} \times 2\text{人} = \underline{7,050\text{万円}}$